第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

人と自然が共生する循環型社会の形成をめざして

本市のかけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐため、限りある資源を有効に使い、環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向け、市民、事業者、市が協働で取り組んでいくことが必要です。ごみをなるべく出さない(リデュース)ようにし、使えるものは何度でも使い(リユース)、どうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す(リサイクル)の順にできる限り循環的な利用を行い、循環的に利用できないものについては適正な処分を行う社会を目指します。



第2節 計画の月標

循環型社会の形成に向け、ライフスタイルや経済活動の転換を図り、まず最初にできる限りごみの発生を抑制し、出てしまったごみを再使用、資源化を進め、どうしても使えないごみは適正に処分を行うことが必要となります。ごみの減量については、一人 1 日当たりの排出量を数値目標とし、資源化については、資源化率を数値目標として設定します。数値目標は、平成 26 年度(2014 年度)を基準年度とし、平成 32 年度(2020 年度)を中間年度、平成 37 年度(2025 年度)を目標年度とします。

第3節 計画の目標値

一人 1 日当たりのごみ排出量は、現在のまま推移すると 10 年後には 841g/人·日に、 資源化率は、15.5%になると予測されます。

ごみの減量化に向けた取組は、すでに意識の向上も図られており大きな削減は難しいと考えられることから、一人 1 日当たりのごみ排出量については、平成 37 年度において平成 26 年度から 5.7%、50g/人・日削減し、833g/人・日を目指します。

ごみの資源化に向けた取組は、分別の徹底などの施策の推進により意識の向上が図られており大きな増加は難しいと考えられるが、過去5ヶ年の実績を踏まえ、資源化率については、 平成37年度において平成26年度から2.3ポイント増加し、18.5%を目指します。

本計画における目標値を表 3-3-1 に示します。

基準年 中間年 目標年 項目 単位 (平成37年度) (平成 26 年度) (平成32年度) 一人 1 日当たりのごみ排出量 g/人·日 883 856 833 % ごみ資源化率 16.2 17.5 18.5

表 3-3-1 数值目標

50gとは・・・

卵 1 個分の重さです。

毎日、卵1個分のごみを減らしましょう。



第4節 発生抑制•資源化計画

1 発生抑制・資源化に関する基本方針

本市では、ものを大切にし、ごみの発生を抑制するとともに、再使用や分別による資源化を進め、焼却や埋立処分されるごみをできるだけ削減していきます。

また、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれが適切な役割分担のもとで積極的な取組を図ることを推進します。

2 ごみの発生抑制の推進

(1) マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減

マイバッグの使用を推進するため、小売業者にレジ袋の無料配布の中止の協力を求めるとともに、県や市民団体等と連携し、市民に啓発します。

(2) 生ごみの減量化の推進

市民自らが生ごみを減量するため、子どもから高齢者までの各世代に向け、食べ物を無駄にせず大切にする心を育てる啓発を行い、食品の使い切りや無駄に買わないことなどにより生ごみの発生を抑制します。

排出する生ごみの水切りを啓発するとともに、市民を対象に行っている厨芥ごみ処理機器の助成制度を継続します。

また、生ごみを排出する事業者に対しては、市民同様に減量を求めていきます。

(3) リペア(修理)ショップの活用促進

壊れてしまったものは、修理しながら長く使うことを促進します。

(4) 過剰包装の抑制の促進

物を購入したことにより発生するごみを削減するため、過剰包装を望まない、行わないを 市民や小売業者に対し、啓発します。

(5) 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

使い終わった容器がごみとなってしまうため、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブ ル容器の使用を市民、事業者に対し啓発します。

(6) レンタルやリース制度の利用促進

一時的に必要となるものは、レンタルやリース制度を利用するよう市民、事業者に対し、 啓発を行います。

(7) 多量排出事業者に対する減量化の指導

多量にごみを排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

3 再使用・再生利用の推進

(1) ごみの分別の周知徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、分別の徹底に向け、市民、事業者への周知を図ります。

(2) 紙類の資源化の推進

もやせるごみに含まれる紙類の分別の徹底を図ります。紙類の分別は、シュレッダーした ものも資源化が可能なことから、収集方法を検討するとともに、市民、事業者への周知を図 ります。

(3) 資源ごみ集団回収の推進

市民等による団体で行われている、資源ごみの集団回収への報償金制度を継続していきます。また、活動団体数が増加するよう啓発します。

(4) 樹木剪定枝葉のチップ化事業の推進

家庭から排出される樹木剪定枝葉のチップ化事業は、平成24年度から放射性物質の影響で休止しておりましたが、安全性が確保されたため平成27年4月から再開しており、今後も資源としての活用を継続していきます。

(5) 古着回収の推進

古着の再使用、再生利用ルートの確保ができていることから、平成27年4月から資源ご み集団回収の対象品目に古着を追加しています。今後は、もやせるごみとしている古着を拠 点回収又はごみステーション回収できるよう検討します。

(6) 生ごみのリサイクルの検討

生ごみは、家庭での厨芥ごみ処理機器による処理の他に、大規模な施設での堆肥化、バイオマスエネルギーとしての再生利用等の活用があります。今後、民間事業者との協働を含め、市に適した活用について検討をします。

(7) 小売店での回収の推進

食品トレイ、牛乳パック等、小売店での資源ごみの回収を推進します。

(8) フリーマーケットやリサイクルショップの活用推進

不要になったものは、必要とする人の手に渡るように、フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進します。

(9) 再生品の利用促進

再生品の積極的な利用を促進するため、情報を発信していきます。

(10) 事業者の分別の徹底

事業系ごみを広域クリーンセンター大田原へ搬入する際、もやせるごみの中に資源ごみが含まれていることが見受けられるため、事業者に対し分別の啓発や指導の強化を図ります。

(11) 新たな資源化品目の検討

ごみの再生利用を推進するため、新たな品目の資源化を検討します。

プラスチック類

プラスチック類は、多くの再生利用の手法が確立されています。粉砕や洗浄し他の製品の材料とするマテリアルリサイクル、化学的に処理をして原料として再生するケミカルリサイクル、熱源として利用するサーマルリサイクルの三つの手法があります。

今後、プラスチック類の再生利用に向け、収集方法や再生利用の手法について 那須地区広域行政事務組合と協議し検討していきます。

○ 廃食用油

廃食用油は、飼料用油脂、工業用油脂、バイオディーゼル等の活用があります。 今後、廃食用油の再生利用に向け、収集方法や再生利用の手法について検討しいきます。

(12) 家電リサイクルの推進

エアコン、テレビ (ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・ 衣類乾燥機については、再商品化を進めていくため、市民に対し啓発や処理方法の周知を 行います。

携帯電話やノート型パソコン等の使用済小型電子機器の再資源化を進めていくため、平成 26 年 4 月からボックス回収及びイベントでの回収を実施しています。

今後も継続して実施していくとともに、市民に対し啓発を行います。

4 広報・啓発活動

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進していくためには、市民、事業者、市が連携していかなければなりません。そのため、市民、事業者に対する広報や啓発活動を行っていきます。

(1) 広報活動

- ◇広報やホームページを活用した広報活動
- ◇ごみ分別収集カレンダーの配布
- ◇ごみの正しい分け方、出し方のパンフレット配布
- ◇おおたわらクリーンナビの利用啓発
- ◇ごみ排出量や資源化率の公表

(2) ごみ処理事業に係る媒体を用いた広報活動

- ◆ごみステーションへのポスター貼付
- ◆市民や小中学生への広域クリーンセンター大田原の施設見学や施設を活用したごみに 関する環境学習
- ◇広域クリーンセンター大田原(リサイクルプラザ)におけるリサイクル情報発信

(3) 住民参加型広報活動

- ◆廃油石けん作りや食材の使いきりなどのエコクッキング等、各種市民団体との協働による 環境学習の実施
- ◇環境フォーラムやイベントによる環境学習の実施

1 収集・運搬に関する基本方針

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全、確実に市民サービスの充実を図りながら収集運搬していきます。また、各種リサイクル法の施行を踏まえ循環型社会の形成に向けた効率的な収集運搬体制を確立します。

2 収集・運搬体制

(1) 家庭系一般廃棄物 (以下この節内では家庭系ごみを「家庭系一般廃棄物」という。)

○ 収集頻度

現在の収集頻度、収集方式は表 3-5-1 に示すとおりです。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の著しい変動及び分別品目の変更をする際には、必要に応じて見直しを検討します。

分別区分 収集頻度 収集方法 ビン類(3分類) 月2回 ガラス類 月2回 かん類 月2回 ペットボトル ※1.2 月2回 段ボール ※1 月2回 資 (源ごみ 紙パック 月2回 新聞・折込みチラシ※1 月2回 ごみステーション回収 雑誌類 ※1 月2回 白色トレイ※2 月2回 蛍光管 月2回 水銀体温計 月2回 乾電池 月2回 もやせるごみ 週2回 もやせないごみ 月2回 粗大ごみ 随時 戸別回収(有料) 使用済み小型家電 拠点回収・イベント回収 随時 古着 随時 集団回収

表 3-5-1 収集頻度

- ※1 資源ごみ回収団体による集団回収も実施
 - (回収方法は資源ごみ等回収報償金交付要綱による)
- ※2 委託業者による公共施設からの拠点回収も実施

● 収集・運搬方式

現在の委託による収集運搬体制を継続していきます。今後も、効率的な収集、運搬の実施や市民サービスの充実を図るとともに、安全面や衛生面に配慮し、適正な収集運搬体制を確保します。

(2) 事業系一般廃棄物 (以下この節内では事業系ごみを「事業系一般廃棄物」という。) 事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と同様に4種17分別とし、ごみステーションでの収集ではなく、事業者の責任において処理を行うものとします。また、事業者に対し、分別の徹底とごみの減量、適正処理の啓発指導を行います。

(3) 特別管理一般廃棄物*

特別管理一般廃棄物については、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針等については、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

(4) 広域クリーンセンター大田原で適正処理ができないもの

タイヤやスプリング入りマットレスなど国が指定する適正処理困難物や農薬や石油類等の有害性や危険性があるもの、広域クリーンセンター大田原で適正処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行っています。

しかし、一般廃棄物の処理責任は、市町村にあることから、今後、処理困難物の処理のあり方については、那須地区広域行政事務組合と協議し、処理方法を確立していきます。

広域クリーンセンター大田原で適正処理ができないもの

タイヤ、スプリング入りマットレスやソファー*、ピアノ、ドラム缶、瓦、農薬、石油類、耐火金庫、コンクリート片、消火器、プロパンボンベ、オートバイ 等

※ スプリングとマットレス(ソファー)を取り外せば、処理可能。

(5) 一般廃棄物処理業の許可

○ 収集運搬業

市の委託業者による収集運搬以外のごみの処理については、現行の体制を維持していきます。また、今後の社会情勢の変化や事業系一般廃棄物排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討を加えることとします。なお、許可を受けた業者に対しては、本計画に加え、法律を遵守し、収集運搬するよう指導を行います。

● 処分業

市のごみを処理している広域クリーンセンター大田原の施設では、リサイクルの推進が 困難な食品残さなどの一般廃棄物について、処分業許可の取得による廃棄物処理が個別リ サイクル法の趣旨に沿いかつ環境負荷の低減を実現する場合には、新たな許可の在り方に ついて検討することとします。

(6) ごみステーションの適正な維持管理

ごみステーションについては、収集後や収集日以外のごみ出し等の排出ルールが守られない場所が見られるため、保健委員やごみステーション管理責任者と連携しながら指導を強化し、適正な維持管理が行われるよう支援します。

(7) 高齢化への対応

人口の減少や高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの活力の 低下が懸念されます。こうした社会環境の変化に対応するためには、社会福祉部門の協力が 極めて重要であり、今後のごみ収集のあり方については、それらを踏まえ検討していきます。

(8) 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷を低減し、低炭素社会を構築するために、収集運搬車両に低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、収集ルートを見直すことにより業務の効率化を図るなど、エネルギー消費の削減に努めます。

第6節 中間処理・最終処分計画

1 中間処理・最終処分に関する基本方針

本市では、将来にわたりごみ処理を安全かつ衛生的に安定して継続するため、那須地区広域行政事務組合と連携し、循環型社会づくりに向けた処理システムの構築を推進します。

2 中間処理・最終処分体制

(1) 中間処理体制

○ 中間処理の方法

中間処理の方法は、広域クリーンセンター大田原において、現在の処理を継続していきます。今後、新たに資源化品目が追加される場合には、中間処理の方法について検討していきます。

○ 中間処理施設の整備

現在稼働している広域クリーンセンター大田原の施設の適正な維持管理に協力していきます。また、施設の長寿命化を図るため、必要な施設の更新及び改造を行うとともに、新たに発電設備を設置し、二酸化炭素削減などの環境負荷の低減を図るほか、溶融炉の更新についても、那須地区広域行政事務組合、那須町と協議し検討していきます。

(2) 最終処分体制

● 最終処分の方法

現在の黒羽グリーンオアシスでの処理は、これまで最終処分量の減少により計画の見直 しが行われてきましたが、平成33年度で埋立を終了する計画となっています。今後も計 画終了までの期間は、既存施設での埋立処理を継続していきます。

○ 最終処分場の整備

既存施設の埋立終了に向け、新たな最終処分場の確保が必要となります。ごみの最終処分は、区域内(大田原市、那須町)での確保が必要となることから、那須地区広域行政事務組合、那須町と連携していきます。

1 ごみ適正処理の推進

(1) 住みよいまちづくりの推進

市民及び来訪者が快適に暮らすことができる「住みよいまち大田原」の実現に向け、市民、 事業者との協働による「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するために、「大田原市の 豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」に基づき、市民の良好な生活環境 の維持を推進します。

(2) 資源ごみ持ち去り防止対策

ごみステーションに排出された古紙、アルミ缶等の資源ごみを、市の委託業者以外の者が持ち去る行為を防ぎ、再生利用を推進します。また、広域クリーンセンター大田原のごみ処理に係る大切な財源でもあることから、資源ごみ回収量の確保と市民の行政に対する信頼を確保します。

現在、防止対策として啓発看板の設置、廃棄物監視指導員等による監視を行っており、今後も継続した持ち去り防止対策の強化を推進します。特に社会的な影響が大きく、悪質であると判断される場合は、必要に応じて関係機関との連携により対応していきます。

(3) 不法投棄防止対策

特定家庭用機器再商品化法の施行により、対象品目の処理に係る消費者の負担が増したことから、ごみの不法投棄が増加し、社会問題としても大きく取り上げられています。

このような不法投棄を防止するため、年末年始や引っ越し時期のように、ごみの量が多い時期を中心に、地域住民の協力を得ながら、市職員、廃棄物監視指導員及び廃棄物監視員による巡回パトロールを引き続き実施します。

また、不要となったテレビ等の廃家電製品が不法投棄されることのないよう、小売店等に 回収依頼するよう市民に啓発を行います。

なお、土地等の管理や不法投棄されたものの処理については、市民、事業者、市又は県等がそれぞれの所有者の責任において役割分担していきます。



不法投棄の様子

(4) 不用品回収業者対策

近年、不用品回収業者が増加し、中には法外な料金を請求する業者と市民との間でトラブルが発生しています。

その対策として、家庭で不用となった粗大ごみは市又は許可業者に依頼することや、特定家庭用機器再商品化法等のリサイクル清掃事業に関する適正な情報を提供していきます。

(5) 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、在宅医療に伴って発生する廃棄物と医療機関等から発生する廃棄物に分類 されます。このうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物は一般廃棄物となります。

しかし、在宅医療で使用した注射針がごみとして排出されると、収集の際に針刺し事故等の危険性があるため、在宅医療で使用した注射針等は、医師会、獣医師会及び薬剤師会の協力のもと、特別管理一般廃棄物に準じて医療機関等で回収されています。市では、この回収システムを PR していきます。

(6) 無許可運搬者への対応

一般廃棄物の収集運搬を行うにあたっては許可が必要です。許可のない業者が引っ越し時やハウスクリーニングの際に排出される家庭系ごみの処分やリフォーム工事の際に工事とは関係のない家財の処分を有償で請け負うことは、廃棄物処理法に抵触する恐れがあります。 家庭系ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知を行うとともに、違反行為を意図せず行っている業者には注意喚起や指導を行います。

また、悪質と判断される業者に対しては、法律などによる厳正な対応を含め、適正処理の推進を図ります。

(7) 資源ごみの適正処理

市では、循環型社会の形成に向け 17 分別によるごみ回収や小型家電リサイクル法に基づく回収体制の構築などの、様々な施策を実施してきました。この結果、市民のリサイクル意識が高揚し、成果を上げています。

しかし、ペットボトル等の資源ごみが海外輸出され不適正な最終処分が問題となっている ことから、今後は、中間処理だけでなく最終処分後の資源ごみの使途にも市がより一層の責 任を持ち、適正なリサイクル体制の構築に向けた施策を実施していきます。

(8) ごみ有料化の検討

ごみ処理の有料化については、国、県が導入を推進し、近隣市町においては既に指定袋へ ごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形で導入しています。ごみの発生抑制や資源化の推 進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減等の効果が期待されます が、不法投棄の増加、経済的弱者への負担増、野焼き等の不適正な処理の増加といった問題 の発生が懸念されます。

現在、本市では処理料の上乗せはしていませんが、指定袋制の導入により、有料化に類似した効果は既に現れていると考えられるため、今後も費用対効果や導入済み近隣市町の状況についても分析しつつ検討していきます。

2 災害廃棄物対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「大田原市地域防災計画」に基づき、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とします。特に甚大な被害の場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定等」に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処します。



災害廃棄物仮置き場(東北地方太平洋沖地震)